

## ■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法VI 事務管理・不当利得・不法行為 [第2版]』におきまして、

下記の誤りがございました。お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	修正前	修正後
1	108	7-7 (1) 1 行目	作為不法行為は	不作為不法行為は
1	109	7-7-1 (2) 1 行目	作為不法行為 (作為義務違反)	不作為不法行為 (作為義務違反)

## ■記述の修正・追記

刷数	頁	場所	変更前	変更後
1	216	3-10 行目	「たとえば、B が……ということも考えられる。」 の記述を右のように変更。	たとえば、C が 600 万円の損害を受け AB に損害賠償を請求するとしよう。最判平 15・7・11 民集 57 卷 7 号 815 頁の原審判決は、C の負担する 6 分の 1 の 100 万円を差し引いた 500 万円について、①CA 間は 1 対 1 (250 万円)、CB 間は 1 対 4 (400 万円) の過失相殺を認めた (相対的過失相殺説)。②しかし、それでは、「被害者が共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとすることによって被害者保護を図ろうとする民法 719 条の趣旨に反する」ことになるため、最高裁は、C の 6 分の 1 の過失相殺をした残額 500 万円について、AB に連帯して賠償責任を認めた (絶対的過失相殺)。AB 間の求償も、1 対 4 で 100 万円対 400 万円が容易に計算が可能になる。